(イ)　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の(4)）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。	
(ウ)　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。	
(139)～(158)　（略）	(138)～(157)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十四条第一項第二号、第百五十七条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合に限る。）、第百六十条第一項及び第百八十八条第一項第三号の規定に基づき、農業保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農業保険法施行規則等の一部を改正する省令

（農業保険法施行規則の一部改正）

第一条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　農業経営収入保険事業（第百七十五条―第二百二条の二）	第四章　農業経営収入保険事業（第百七十五条―第二百二条）
第五章　（略）	第五章　（略）
附則	附則
（業務を委託することができる法人）	（新設）
第七十一条の二　法第百十四条第一項第二号の農林水産省令で定める法人は、共済事業に係る業務のうち、共済掛金の徴収に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るもの及び第七十条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。	
（共済掛金区分）	（共済掛金区分）
第百五十七条　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。	**第百五十七条**　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　特定園芸施設の骨格の主要部分に係るパイプの強度の別	（新設）
八　園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別	（新設）
（業務を委託することができる法人）	（新設）
第二百二条の二　法第百八十八条第一項第三号の農林水産省令で定める法人は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの（貸付けの決定を除く。）及び第二百一条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。	